

第116回 鹿児島県公益認定等審議会

日 時：令和 8 年 10 月 6 日（火） 10：00～

場 所：鹿児島県庁 行政庁舎 7 階 7-B-2 会議室

会 次 第

I 開 会

II 議 事

1 審議会の公開・非公開について

2 諮問案件の審議について

(1) 公益認定審議案件について（1 件）

- ・ 一般財団法人 かごしま島嶼ファンド . . . 資料 1

(2) 次回継続審議案件について

(3) 答申について

3 その他

III 閉 会

(様式 1 - 1)

申請法人の概要書

【公益認定】

1 法人名(所在地)	一般財団法人かごしま島嶼ファンド（鹿児島市）																	
2 代 表 者	代表理事 山下 賢太	3 設立登記日	令和7年7月30日															
4 会 員・社 員 等	理事・評議員のみ	5 基本財産	3,000 千円															
6 現 行 定 款 の 目 的、事業	目的 この法人は、鹿児島県の離島地域において、地域固有の環境や文化を礎にして持続可能な地域循環の仕組み（エコシステム）を形成し、互いに支え合うネットワークを構築することで豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。 事業 (1) 離島地域における持続可能な地域づくりに関わる活動への資金や資源を募集・確保する事業 (2) 離島地域の課題解決や価値創出に取り組む個人、団体、企業等への助成、顕彰、融資、コンサルティング等の支援、その他必要な資源を提供する事業 (3) 離島地域の将来を担う人材の育成及びその環境づくりに関する事業 (4) 離島の課題や取り組みに関する調査研究、情報収集、及び情報発信に関する事業 (5) 離島の地域社会で活動する人々や団体のネットワーク支援事業 (6) 災害時の支援を含む、地域の安全・安心の確保に資する事業 (7) 当法人の目的を達成するために行う、国・自治体・民間団体等の委託、補助等による事業 (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業																	
7 役 員・職 員 等	評議員3人 理 事7人(うち、外部理事は0人) 監 事2人(うち、外部監事は1人) 職 員0人 ※理事2人が事務所に常勤している。																	
8 直近の収支決算	<table><tr><td>経 常 収 益 額</td><td>120 千円</td><td>→</td><td>主な収益：受取寄付金</td><td>91 千円</td></tr><tr><td>経 常 費 用 額</td><td>3,190 千円</td><td></td><td>雑収益</td><td>18 千円</td></tr><tr><td>当期経常収益費用差額</td><td>▲3,070 千円</td><td></td><td>運用益</td><td>11 千円</td></tr></table>			経 常 収 益 額	120 千円	→	主な収益：受取寄付金	91 千円	経 常 費 用 額	3,190 千円		雑収益	18 千円	当期経常収益費用差額	▲3,070 千円		運用益	11 千円
経 常 収 益 額	120 千円	→	主な収益：受取寄付金	91 千円														
経 常 費 用 額	3,190 千円		雑収益	18 千円														
当期経常収益費用差額	▲3,070 千円		運用益	11 千円														

◎公益認定申請の内容(申請日: 令和 8 年 9 月 17 日)

9 変更後の定款の目的、事業	変更なし
10 個別の事業内容	(1) 公益目的事業 【公 1】離島地域における持続可能な地域づくりに関する活動支援及び地域安全・防災支援事業 【事業費 13,480 千円、公益目的事業比率 78%】 (1) 事業の趣旨・目的 鹿児島県の離島地域において、固有の環境や文化を活かした持続可能な地域循環の仕組み(エコシステム)の形成を目指している。地理的条件により孤立しやすい離島の課題に寄り添い、地域活動への助成、人材育成講座の開催、優れた実績の表彰などを通じて、「どの離島であつても島を諦めずに挑戦できる環境」を整備する。これにより、地域を超えた事業連携や持続的な資金循環を促し、防災・災害支援等の安全確保を含む、離島地域の豊かで持続可能な社

会の実現及び社会全体の利益の増進に寄与するものである。

当該事業の趣旨・目的については、広く一般への周知徹底を図るため、ウェブサイトや SNS 等のデジタル媒体を活用した常時公開・発信を行う。さらに、島内の関係機関における案内リーフレットの配布や、各種事業の公募要項への明記を通じて、地域住民へ広く公表を行う。

(2) 事業の概要

鹿児島県の離島地域において、持続可能な地域循環の仕組みの形成を目的として、次の事業を実施する。

ア 地域活動支援事業

島嶼地域の課題解決や価値創出に取り組む個人・団体等を対象に、公募助成、冠基金、事業指定型助成等による資金的支援及び伴走支援を実施するとともに、企業・NPO 等との連携を促進し、地域への資金・人材・技術等の流入を図る。

イ 防災・災害支援事業

本事業は、平時に防災意識の向上及び災害時の支援体制を整備し、災害発生時にはその体制を活用して迅速な支援を実施することにより、離島地域の安全・安心の確保に寄与することを目的とする。

平時は、防災啓発イベント（セミナー・講習会等含む）の開催、関係機関との連携及び災害時の寄付受付・支援実施体制の整備を行う。災害時は、実施要領等に基づき、被災状況及び支援ニーズを踏まえて支援団体を選定し、資金、物資及び人的支援等を実施する。

ウ 人材育成・コミュニティ形成事業

離島地域の将来を担う個人・団体等を対象として、地域課題の解決に必要な知識及び実践力の向上を目的とした講座、研修等を実施するとともに、地域内外の交流及びネットワーク形成を促進する。

エ 情報発信・ネットワーク形成事業

離島地域の課題、活動事例及び事業成果等を広く社会へ発信するとともに、多様な主体の交流及び連携を促進し、関係人口の創出及び寄付文化の醸成を図る。また、地域づくりや社会課題の解決に顕著な成果を上げた個人又は団体を顕彰する「島嶼アワード（仮名）」等の褒賞事業を実施し、その優れた取組を広く社会へ発信することにより、地域活動の活性化及び横展開を促進する。

(3) 受益の機会

財団のウェブサイト、SNS、及び地域の公的機関（役場等）への掲示等を通じて、居住地や属性を問わず広く一般に情報を公開する。助成事業の募集・説明会、人材育成講座、防災イベント等は、誰でも参加可能な形式で実施し、受益の機会を広く開放する。災害支援事業についても、被災状況やニーズに基づき、公平性及び公益性を確保しながら適切に支援の機会を提供する。

(4) 受益者の義務・受益の条件

ア 地域活動支援事業

助成期間中は、事業計画に基づく事業の実施、進捗及び成果の報告等、助成事業の適正な執行に必要な事項を遵守するものとする。助成終了後は、可能な範囲で活動成果の共有や事例発信について協力をお願いするものとし、財団は継続的な伴走支援及びネットワーク形成に努める。活動の進捗及び成果については、受益者の同意を得た上で、公式ウェブサイト、SNS 等を通じて広く公表する。

イ 防災・災害支援事業

防災啓発イベントの参加者には、アンケート等、事業の円滑な実施に必要な事項への協力をお願いする。災害時に支援を受けた団体は、災害支援資金等の使途及び支援活動の実施状況について報告を行うものとする。活動状況及び成果については、必要に応じてウェブサイト等を通じて公表する。

ウ 人材育成・コミュニティ形成事業

参加者は、講座等の円滑な実施に必要な事項に協力するものとする。事業成果については、財団が取りまとめ、ウェブサイト、SNS 等を通じて公表する。

エ 情報発信・ネットワーク形成事業

特定の義務及び受益の条件は設けない。各種発信情報やネットワークの状況は、公式ウェブサイトや SNS 等の媒体を通じて広く一般に公表する。

(5) 事業の合目的性の確保の取組

ア 地域活動支援事業

助成・褒賞選考委員会規程に基づき、外部有識者を含む選考委員会において、あらかじめ公表した審査基準に基づき、公益性、地域課題との適合性、実現可能性等を総合的に審査する。選考委員会は審査結果を代表理事へ報告し、理事会はその結果に基づき助成対象者を決定する。

採択後は、定期的な進捗報告及び実績報告を求めるとともに、必要に応じて伴走支援を実施し、助成事業が当初の目的に沿って適切に実施されるよう確認及び支援を行う。

また、事業終了後は成果を検証し、その内容を今後の事業改善に活用する。

イ 防災・災害支援事業

平時に実施する防災啓発イベント（セミナー講習会等を含む）は、離島地域の防災意識の向上及び地域防災力の強化を目的として企画・実施し、参加者アンケート等により事業効果を検証し、その結果を今後の事業改善に反映する。

災害時の支援事業は、実施要領等に基づき、被災状況及び支援ニーズを踏まえて支援団体を選定する。支援先の決定に当たっては、事務局が支援内容及び活動実績等を確認し、代表理事が必要に応じて理事会の承認を得た上で決定する。支援実施後は、活動報告及び支援金等の使途を確認し、事業が公益目的に沿って適切に実施されたことを検証する。

ウ 人材育成・コミュニティ形成事業

講座及びカリキュラムは、離島地域の課題解決及び地域人材の育成という目的に沿って企画・実施する。講座内容の策定及び実施に当たっては、必要に応じて当財団理事に加え、各分野の専門的知見を有する外部専門家の助言又は協力を得る。事業実施後は、参加者アンケート及び講師等からの意見を踏まえて講座内容及びカリキュラムの有効性を検証し、その結果を次年度以降の企画及び内容の改善に反映する。

エ 情報発信・ネットワーク形成事業

ウェブサイトや SNS 等で発信するコンテンツについて、個人の営利目的や特定の身内の利益に偏っていないかを事前に内部審査する。発信内容が鹿児島離島全体の課題解決や情報共有に資するものに限定されているかを常に確認する。

(6) その他

地域活動支援事業の資金循環事業等の詳細（助成対象、助成期間、助成予定件数、助成金額等）や防災・災害支援事業、人材育成・コミュニティ形成事業、情報発信・ネットワーク事業等の詳細については、事業計画等に記載する。

また、人材育成事業等において参加費を徴収する場合は、講師謝金、会場費、資料作成代等の直接経費を賄う範囲内（実費相当額）で設定し、営利を目的とせず、受益の機会が不当に制限されないよう努める。

※ 前事業年度実績（地域活動支援事業：資金助成）

応募：8 件

採択：3 件

助成額：1 件 50 万円 計 150 万円

(2) 収益事業

事業なし

(3) その他の事業

事業なし

(様式1-2)

◎財務状況(貸借対照表及び活動計算書は前年度実績を記載)

【貸借対照表】(令和7年度) (単位:千円)

資 産	流動資産	10,837	[主な内訳] 資産:現金預金 5,360千円 負債:未払金 380千円
	固定資産	0	
	計	10,837	
負 債	流動負債	438	
	固定負債	0	
	計	438	
基金		3,000	
指定純資産		1,000	
一般純資産		6,399	
その他有価証券評価差額金		0	
純資産合計		10,399	

【活動計算書(公益目的事業会計の一般純資産に係るものに限る。)](令和8年度) (単位:千円)

経 常 収 益	120	[主な内訳] 経常収益:受取寄付金 91千円 経常費用:支払助成金 1,179千円
経 常 費 用	3,190	
経常収益費用差額	▲ 3,070	

[参考]過去5年間の実績 (単位:千円)

年 度	R7				
経常収益額	120				
経常費用額	3,190				
経常収益費用差額	▲ 3,070				

【収支予算書】(令和8年度) (単位:千円)

区 分		公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計 (管理費)	合 計
事業番号		公1	公2	公計	収1	他1	収等計		
経常収益 A		11,675	0	11,675	0	0	0	3,647	15,322
	受取補助 金等	6,175		6,175			0	2,647	8,822
	受取寄付 金	5,500		5,500			0	1,000	6,500
経常費用 B		13,480	0	13,480	0	0	0	3,813	17,293
	役員報酬	756		756			0	324	1,080
	給料手当	3,649		3,649			0	1,564	5,213
	福利厚生費	271		271			0	116	387
	旅費交通費	2,150		2,150			0	0	2,150
	通信運搬費	116		116			0	633	749
	消耗品費	100		100			0	350	450
	広告宣伝費	30		30			0	0	30
	印刷製本費	600		600			0	0	600
	賃借料	470		470			0	180	650
	諸謝金	288		288			0	250	538
	支払助成金	3,200		3,200			0	0	3,200
	外注費	1,825		1,825			0	396	2,221
	支払手数料	25		25			0	0	25
事業比率(%)		78.0	0.0	78.0	0.0	0.0	0.0	22.0	100.0

公益目的事業に係る公益充実資金 C	0
収益事業等から公益目的事業への繰入 (他会計振替額) D	0
年度剰余額(欠損額) E E=A+D-B-C	▲ 1,804

◎認定基準(財務基準のみ)

認定基準	法人の状況	認定適否
公益目的事業比率(%) (上記の太枠)	78.0	適
中期的収支均衡(千円) (Eと過年度残存額の合計)	▲ 1,804	適
使途不特定産規制(千円) (B-A)	▲ 6,309	適

【使途不特定財産の保有制限】 (単位:千円)

使途不特定財産額の保有上限額 A	13,480
使途不特定財産額 B	7,171
B - A	▲ 6,309

【備考】

--